

## 荒川区告示第243号

令和8年1月6日付け荒川区告示第1号において、撤去した自転車等の保管に関する告示を行ったところであり、当該告示から6か月を経過する日までに利用者等に返還できなかった自転車等については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第6条第4項及び「荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱」第13条第1項の規定に基づき所有権が区に帰属することとなっている。

こうして区に帰属した自転車等のうち、再生可能な自転車について、「荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱」第13条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月10日

荒川区長 滝口 学

### 記

- 1 告示日  
決定の日とする
- 2 所有権が帰属した年月日  
令和8年7月7日
- 3 再生可能な自転車一覧  
別紙のとおり
- 4 根拠条例等
  - (1) 所有権の帰属
    - ①自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第4項
    - ②荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱第13条第1項
  - (2) 再生可能な自転車の告示  
荒川区放置自転車等の撤去・返還処理要綱第13条第2項

5 告示場所

荒川区ホームページ及び区役所庁舎前掲示場

6 告示期間

施行日から20日間

7 今後の取扱い

再生可能な自転車として社会福祉協議会に報告したが、最終的に販売店舗が引き取れなかったものについては、再生ができない自転車として荒川区放置自転車の撤去・返還処理要綱第13条第3項に基づき売却を行うこととする。

# 再生可能な自転車一覧

|    | 所有権帰属日   | 色 | 形式   | 防犯登録番号                  |
|----|----------|---|------|-------------------------|
|    |          |   |      | 車体番号                    |
| 1  | 令和8年7月7日 | 白 | ミニ   | 南千住B28981<br>不明         |
| 2  | 令和8年7月7日 | 黒 | 軽快   | 南千住C88069<br>SNUB00323  |
| 3  | 令和8年7月7日 | 白 | 軽快   | 南千住D14454<br>SWH04995   |
| 4  | 令和8年7月7日 | 白 | 軽快   | 南千住D18521<br>Y220202303 |
| 5  | 令和8年7月7日 | 青 | 軽快   | 南千住D25628<br>不明         |
| 6  | 令和8年7月7日 | 茶 | 電動   | 南千住D41823<br>KA00640716 |
| 7  | 令和8年7月7日 | 青 | 軽快   | 荒川C70273<br>T3BDG793    |
| 8  | 令和8年7月7日 | 水 | 軽快   | 荒川D05649<br>GC9C14427   |
| 9  | 令和8年7月7日 | 黒 | 軽快   | 尾久B16795<br>A24AJY2068  |
| 10 | 令和8年7月7日 | 黒 | スポーツ | 上野H28223<br>KG6B01069   |
| 11 | 令和8年7月7日 | 黒 | 軽快   | 上野I05043<br>A25AG24685  |
| 12 | 令和8年7月7日 | 白 | 子供用  | 千住E19184<br>不明          |
| 13 | 令和8年7月7日 | 緑 | 軽快   | 西新井L97872<br>F24375189  |
| 14 | 令和8年7月7日 | 青 | 軽快   | 駒込A04467<br>G200613814  |
| 15 | 令和8年7月7日 | 黒 | スポーツ | 池袋G79872<br>A23AA48893  |
| 16 | 令和8年7月7日 | 白 | 軽快   | 竹ノ塚C86375<br>A19AL43014 |
| 17 | 令和8年7月7日 | 白 | 電動   | 福生H69206<br>08C0683     |